

徳島県告示第五百二十五号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八条第一項の規定により意見を聴取したので、同条第三項の規定により、聴取した意見の概要について次のとおり公告し、当該意見を縦覧に供する。

令和五年十一月二十一日

徳島県知事 後藤田 正 純

一 大規模小売店舗の名称及び所在地
ドラッグコスモス芝生店

小松島市芝生町字網干九五番地一ほか

二 法第八条第一項の意見の対象となつた届出に係る告示

令和五年徳島県告示第二百四号（大規模小売店舗立地法の規定による届出があつた件

）
三 法第八条第一項の規定により小松島市から聴取した意見の概要

1 駐車需要の充足等交通に係る事項

店舗予定地は、県道花園日開野線に隣接しており、緊急車両の走行の妨げとならな
いよう、駐車場の必要台数の確保が必要であると思われる。

2 廃棄物に係る事項等

廃棄物の保管、運搬及び処理について、周辺的生活環境の保全に努め、適正に処理
していただきたい。

用水路に廃棄物等が飛散しないように、その保管や運搬等について、適切な管理を

行つていただきたい。

3 歩行者の通行の利便の確保等

出入口の安全対策について、入出庫時における歩行者等との事故防止に努めると
もに、道路上に入庫車両が滞留しないよう適切な指導を行うことに関して道路管理者
と十分協議していただきたい。

4 街並みづくり等への配慮等

「小松島市緑の基本計画」で推進する民有地の敷地内緑化のため、敷地面積の三パ
ーセント以上を緑化し、又は緑地として確保するよう努めること。

四 意見の縦覧場所、期間及び時間

1 縦覧の場所 徳島県商工労働観光部企業支援課及び小松島市産業振興部商工観光課

2 縦覧の期間 令和五年十一月二十一日から同年十二月二十一日まで

3 縦覧の時間 午前九時から午後五時まで